

公 告

分任契約担当官陸上自衛隊練馬駐屯地

第338会計隊長 西 野 智 美

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

- (1) 調達件名及び数量 : 使用済車両売払い (7 tトラック ほか3件)
- (2) 数 量、規 格 : 材質別重量区分表のとおり
- (3) 車 台 番 号 等 : リサイクル番号一覧表
- (4) 引 渡 期 限 : 令和7年6月30日 (ただし代金納付の日から5日以内)
- (5) 引 渡 場 所 : 練馬駐屯地 (練馬区北町4-1-1)
- (6) 解体等実施場所 : 契約相手方の指定する場所
- (7) 解体破碎期限 : 引き渡し後3カ月以内

2 競争参加資格

- (1) 令和7・8・9年度の防衛省競争参加資格 (全省庁統一) 「物品の買受け」の「A」、「B」、「C」等級に格付けされ 関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結 のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の 要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造又は 役務請負若しくは物品の買受けについて防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については、認めない。ただし、真にやむを得ない事由を省指名停止権者が認 めた場合には、この限りではない。
- (7) 法律に示す4つの業種の資格 (引取業、フロン類回収業、解体業、破碎業) を取得している者又は引取業の資格を有し、他 の3つの業種を下請けさせる場合は、入札開始前までに下請負承認申請書の承認を受けている者とする。
- (8) 下請負者として承認された者は、入札に参加することができないものとする。
- (9) 下記の書類を **5月9日12時までに提出**した者であること (FAX可)

ア 資格審査結果通知書 (写)

イ 引取業者及びフロン類回収業者登録通知書 (写)

ウ 解体業及び破碎業許可証 (写)

エ 下請けさせる者は、下請負承認申請書 (原本)

(下請負承認申請書に下請負者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、承認するにあたって下請負承認申請書に記載さ れた下請負者に電話等により確認をする。確認ができなかった場合は下請申請を承認しない。)

下請申請確認期間: 申請書到着から5月13日 (火) 12時まで

注意: 下請請負として承認された者が、入札に参加することはできない。

オ 仕様書に基づく解体及び破碎の作業工程表 (様式は随意とし、官側の作業立会時期、解体、破碎の場所の時期も記載する。)

3 現場説明会及び入札執行の日時場所

(1) 現場説明会

個別調整による対応とする。希望日の3日前まで (土日を除く。) に要求元に調整をすること。

(2) 入札日時場所

令和7年5月15日 (木) 9:00 陸上自衛隊練馬駐屯地 会計隊 入札室

4 契約条項を示す場所

契約条項等及び入札心得は、陸上自衛隊練馬駐屯地会計隊事務室及び東部方面会計隊ホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>

5 保証金

(1) 入札保証金：免除

但し、落札者が契約を結ばないときには入札金額の100分の5以上に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金：免除

但し、契約者が契約を履行しないときには、契約金額の100分の10以上に相当する金額を違約金として徴収する。

6 違約金等

- (1) 自衛隊車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求するものとする。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収することができるものとする。
- (2) 解体証明書及び破砕証明書が履行期間を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに、証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収することができるものとする。

7 入札の無効

- (1) 第2項に示した競争参加資格を有しない者のした入札。
- (2) その他、入札条件に違反した入札。
- (3) 入札金額、入札者氏名及び印影が識別しがたいもの。
- (4) 契約心得に記載されている「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合。

8 落札者の決定方法

消費税抜きの総額で入札するものとし、当隊予定価格以上の最高価格入札者をもって落札とする。（同価の場合は抽選により決定する。）。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（税抜）を契約価格（税込）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（税抜）を入札書に記載すること。

9 契約書の作成の要否

要

10 契約条項

「不用物品売却契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」

「売払い物品の解体に関する特約条項」

11 その他

- (1) 入札及び契約心得を熟知の上、入札に参加すること
- (2) 入札者が代表者の代理の時は、入札時に委任状を提出すること。
- (3) 本件入札においては郵便入札による参加を可とする。

ア 本入札及び契約業務に関与しない第三者を立ち合わせ、厳正に開札を行います。開札結果については、入札に参加いただいた全ての事業者に対し、「落札事業者」及び「落札金額」を通知いたします。

イ 入札日の前日1700までに到着するように発送すること。その際、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名、入札日時、入札件名を記載及び「入札書在中」の旨を朱書きにより明記して郵送する。また、発送者の責により会計隊へ到着の確認をすること。

(6) 初度入札で、落札者が決定しない場合の再度入札時期は、次のとおりとする。

ア 日時：令和7年5月20日（火）9：30

イ 場所： 陸上自衛隊練馬駐屯地 会計隊 入札室

(7) 問い合わせ先

ア 入札及び契約に関する内容

〒179-0081 東京都練馬区北町4-1-1

陸上自衛隊練馬駐屯地会計隊 契約班 担当：大和田

TEL 03-3933-1161（内線2351）、FAX 03-3933-0925

イ 現場説明及び仕様書に関する内容

陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊補給科 担当：小守

TEL 03-3933-1161（内線2032）